

# Setting Suns : 日本における象牙および犀角の市場縮小の歴史

北出 智美、藤稿 亜矢子

## 要旨

日本はかつて、世界最大の野生生物の消費市場のひとつに数えられ、中でも 1970 年代半ばから 1980 年代にかけての空前の好景気には国内に大きな需要が存在した。当時、日本へ大量に輸入されていた野生生物およびその製品は多岐にわたり、ファッション用の毛皮や皮革、ペット用や動物園用のエキゾチックアニマル、さらには剥製から、伝統薬ほか伝統的製造業の原料に至るまで、あらゆるものが含まれた。犀角と象牙—現在の違法な野生生物取引問題の象徴ともいえるこれらも、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(以下、ワシントン条約)によって 1980 年(犀角) および 1989 年(象牙) に国際取引の禁止が適用されるまで、大量に日本へと輸入されていた。こうして一時、日本は犀角と象牙の世界最大の消費国として知られたが、この数十年でこれらの製品の市場は縮小し、現在はその一部が残る。

今回の調査は、犀角および象牙の市場縮小に寄与する要因を探る上でのケーススタディとして、日本の野生生物取引の歴史に光を当てるものである。本報告書の狙いは、これらの現象に対する包括的調査を通して、変容へとつながる推進要因および背景的要因を明らかにすることであり、現在、野生生物取引の問題に直面する他のアジア市場に何らかの知見を提供できればとの考えに始まっている。さらに、本稿では、歴史的・世界的な観点から現在の日本の立場を詳述すべく、国内市場と規制の現状についての批評的な考察を行う。また、昨今特に世界的に深刻なレベルにある野生生物の違法取引の現状を踏まえ、現在日本が抱える課題に対処するための提言を行う。

本調査では包括的アプローチと歴史的知識の必要性から、幅広い情報源から情報を収集し、分析を行った。文献は、国会会議録や全国紙のアーカイブなどを含む日本語の資料を特に多く活用した。取引、生産および社会経済的動向に関するさまざまなデータならびに規制に関連する記録は、日本政府、国内業界団体、ワシントン条約関連のデータベース (UNEP-WCMC ワシントン条約取引データベース [UNEP-WCMC CITES Trade Database] およびゾウ取引情報システム [Elephant Trade Information System]) を含む多数の情報源から入手した。さらに、ステークホルダー・専門家への一連のインタビュー調査を実施し、とりわけ当時の業界関係者から重要な見識を得た。最後に、消費者の視点を詳しく理解するため 2014 年に独自の消費者調査を実施した。

## ワシントン条約を巡る社会政治的変化の推進要因

本調査では、まず 1980 年代の日本におけるワシントン条約を巡る根底的な社会政治的変化について特徴付けを行った。つまり、当時、野生生物の主要消費国でありながら、その取引を野放しにしていた日本が、どのようにしてワシントン条約に対する政策を見直し、野生生物取引に関するさまざまな問題の改善を進めたか、ということである。この変化を推進する一番の要因となったのは、ワシントン条約に関する会議やそのプロセスから生じる公式な国際的圧力であったことが分かった。中でも決定的に影響を与えたのは、1984 年に初めて開かれたアジア・オセアニア地域セミナーにおいて採択された日本のワシントン条約不履行に対する非難決議が、日本の国際イメージを大きく損なうものとして国内で重く受け止められたことであった。さらに、その直後には、世界野生生物基金（WWF、現「世界自然保護基金」）総裁であったエジンバラ公フィリップ殿下が、来日に際して、中曽根首相（当時）に対し野生生物の保全に向けた日本の協力を公に要請しており、こうした一連の出来事が日本におけるワシントン条約の履行と法執行において重要な転換点となったことが明らかになった。

日本国内におけるその他の重要な推進要因としては、さまざまな組織や著名人による普及啓発やロビー活動の存在が浮かび上がった。その主なものとして、一連の野生生物取引問題を明らかにしたトラフィックによる継続的な市場のモニタリング、および日本の野生生物取引問題への批判を大きく取り上げ、変容を求める声を広める役割の一端を担ったマスメディアなどがあつた。その後の国内意識の高まりは、1987 年に実施された政府の世論調査によって示された、違法な野生生物取引に関する一般的な問題および野生生物由来の装飾品やペットの輸入・販売規制の存在についての認識の高さ（73%）からも見て取れる。さらに 2014 年の消費者調査においても、日本の野生生物取引問題が顕在化したこの時代を経験した現代の高齢層の意識が他の世代より高いことが明らかになった。また、この時期、日本で自然保護の声が高まった背景として、影響力のある人々が社会のさまざまなセクターでメッセージを発信したことが認められているが、野生生物取引問題に特化した、そうしたメッセージの具体的影響については今回の調査では考察していない。最後に、2014 年の消費者調査では、現代の日本社会の若い世代で野生生物の絶滅や違法取引の問題などに関する意識の低さが明らかになった。

## 犀角市場の縮小の歴史と推進要因

本調査では、ワシントン条約を巡る根底的な社会政治的変化を明らかにした上で、日本における犀角市場の発展とその後の縮小を含む日本の犀角利用の歴史について考察を行った。犀角は、約 300 年前の江戸時代に隆盛した日本の伝統薬の一部をなしており、日本がワシントン条約に加盟し

て合法的な輸入が終了するまで、1962年から1980年にかけては日本薬局方にも収載されていた。取引記録によれば、1960～1970年代に大きな需要が存在したことがわかり、ピーク時の1973年に日本は約1.8tの犀角を輸入している。その後、輸入価格が急上昇したにもかかわらず大量購入は続き、1980年の取引禁止措置に先駆けて在庫の確保が行われたことがうかがわれた。

この時期の伝統薬における主な犀角の使用形態を調べた結果、犀角を成分とする薬には、犀角のスライスを直接使用するもの、および犀角を複数の成分のひとつとして使用するよく知られた家庭薬ブランドなど、明確なタイプの違いがあることがわかった。前者の薬は、子どもの風邪、発熱、および麻疹の治療に用いられたのに対し、後者の家庭薬ブランドには子どもの症状（鎮静剤としての利用など）と大人の症状（強心用途など）を対象とする2種類があった。1978年には100近くの犀角を含有する薬が日本医薬品集に収載されていたが、その数は1980年以降劇的に減少し、現在では数社が以前からある犀角の在庫を用いて家庭薬の製造を続けるのみとなっている。

犀角市場の縮小を推進する一番の要因となったのは、日本のワシントン条約加盟に伴って導入された1980年の輸入禁止であった。それと並行して、犀角と同様の薬効があると考えられたサイガ *Saiga tatarica* の角（一般的にレイヨウ角と呼ばれる）を業界が代替品として採用したことが大きな推進要因となった。なお、サイガについては、1970年代には多くの野生個体群が見られたが、その後多数の保全的脅威によりIUCN（国際自然保護連合）により近絶滅種（CR）に指定され、1995年からはワシントン条約附属書IIに掲載されている。代替品への移行が迅速に進んだ理由は、当時、供給される犀角の大半を利用して主要家庭薬メーカーが、薬の効能を変えることや既存の消費者需要を損なうことなく、犀角成分の代替品への置き換えを実施できたためと判明した。2014年の消費者調査からも、これらの薬の購入経験を持つ消費者の大半が、その購入理由に、犀角成分やその有効性に関する認識ではなく、ブランド名の付いた薬自体への信頼を挙げていることが明らかになった。

社会的圧力については、日本における犀角市場縮小の推進要因ではなかったことがわかった。この結果は、製造業者へのインタビュー調査に加え、犀角の使用が当時の国内メディアやNGOによるキャンペーンの批判対象として挙がっていないことから示唆された。また、1980年の輸入禁止後、日本で目立った犀角の違法取引の記録がないことも、国内において犀角の使用が徐々に減少したとの見解を裏付けている。本調査ではさらに、医療制度の近代化、医薬品の流通・販売パターンの変化、および家族構成の変化による伝統の途絶といった伝統薬市場全体の衰退を促した社会的変化が、犀角の市場縮小に寄与したと考察された。

日本における犀角市場の現状について見ると、法にもとづき登録された条約適用前の在庫に由来する犀角を使用した薬の製造・販売は依然として合法である。規模としては、現在も製造を続ける

わずか数社のメーカーが、各々長期備蓄した在庫から全体で年間 1kg 未満の犀角を消費している。犀角を成分とする薬における規制については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下、種の保存法）により、角の形状を維持した犀角の国内取引は禁じられている（合法的な輸入の証拠がある場合を除く）が、同規制を除き、原則的には犀角およびその薬用原料の取引や所持を取り締まる規制は存在しない。ただし、製薬業界による自主的規制の枠組みが存在し、製造業者による犀角原料の在庫および取引量の報告が毎年行われている。

最後に、現在の市場について見ると、犀角関連の薬を今後購入することへの消費者の関心は低い（2%以下）ことがわかった。一方で、伝統薬全体では、他の野生種の使用は継続しており、サイガの角、熊の胆嚢、麝香などが現在も多く家庭薬の原料に使用されているほか、日本の体系的伝統薬である漢方薬には、野生資源を含む大量の植物原料が用いられている。また、2014 年の消費者調査では、野生の動植物が日本の伝統薬に使用されていることに対する認知が若い世代ほど低いことも明らかになった（例：20 代では 29%）。これらを踏まえると、現在の日本の伝統薬市場においては、今後これら他の種の持続可能性の確保が必須課題であり、とりわけサイガの角の継続使用については緊急に注意を要する。

## 象牙市場の縮小の歴史と推進要因

本調査では次に、日本における象牙市場の縮小の歴史について調査した。伝統的な象牙彫刻産業の起源も江戸時代にさかのぼるが、象牙製品のタイプは市場機会に応じて時代ごとに大きく変化してきたことがわかった。1970～1980 年代の日本においては、象牙の印鑑と象牙のアクセサリが国内の象牙消費の大半を占めた。当時を知る業界関係者の証言や 2014 年の消費者調査から、好況期には豪華さやステータスシンボルとしてさまざまな象牙製品に人気が集まったことが明らかになった。さらに、当時は三味線の撥<sup>バチ</sup>などの伝統的な実用品にも高い需要があったほか、象牙の全形牙を磨いたものなどが、投機目的や室内装飾品として広く売買されたことが示された。

ピーク時の 1983 年と 1984 年には、約 950t の未加工象牙が日本に輸入され、取引業者だけでなく業界外の個人によってもワシントン条約による取引禁止措置の導入を見込んだ投機と在庫確保が行われたことが示唆された。1989 年のアフリカゾウ *Loxodonta africana* の附属書 I への移行に伴う象牙の国際取引全面禁止の後も、日本への象牙の違法輸入が続いたことから、国内需要がただちに減少しなかったことが示された。それでも、その後の 20 年間で、世界的な象牙の違法取引への日本の関与が低下したことに合わせて、国内象牙産業はピーク時に比べると一部の市場を残すまでに縮小した。現在、象牙業界の規模は 1980 年代の 10%程度と推定され、そのうち象牙の印鑑が生産量の約 80%を占め、伝統楽器部品の製造が約 10%と続く。これら 2 つの市場では、いずれも象

牙が最高品質の素材とされている。

日本において象牙市場の縮小を推進する一番の要因となったのは、1989年の国際取引全面禁止に至るまでのワシントン条約を通じた国際取引の規制強化であった。国内業界の反対の声にもかかわらず、日本がワシントン条約の決定に協力することを余儀なくされた背景には、当時の日本政府が直面していた日本の違法な野生生物取引に対する社会政治的な風潮があった。また、国内の主要百貨店による象牙のアクセサリーの販売取り止めに代表される社会的圧力も市場縮小の一端を担った。このほか、ピアノの製造業者が象牙製の鍵盤の製造を停止し、一部の企業や公共機関でも象牙の印鑑の使用が取り止められた。社会的圧力が消費者行動に与えた影響については、本調査で直接的に測ることは難しかったものの、少なくとも当時の日本でゾウの密猟状況が消費者にも広く認識されていたことが示された。

過去数十年間における象牙市場の縮小に寄与した重要な背景要因のひとつは、1989年の取引禁止後わずか数年で始まった景気の後退である。1980年代の経済バブルに続く長期的な不況は、消費者を浪費家から貯蓄家へと変化させ、ステータスや贅沢のシンボルとしての象牙から遠ざけることになった。こうした不況の波が象牙業界の縮小に大きな影響を及ぼしたことは、業界関係者へのインタビューから明らかになった。これに加え、日本の人口減少傾向が、個人向けの印鑑市場の縮小の推進要因のひとつとして特定された。

象牙の代替品については、1989年前後から、マンモスの牙などの天然素材のほか幅広い人工素材の利用が試されているが、印鑑や伝統楽器で利用される象牙の代替品として採用された素材は未だない。一方で、次世代の高級印鑑素材としてチタンの市場が伸びているほか、2014年の消費者調査では、象牙の印鑑保有者の80%以上が利用中の印鑑が使用不能になった場合に代替品を検討しても構わないと考えていることがわかった。また、日本の伝統音楽の分野においても、象牙に代わる適切な人工素材の開発により、象牙職人の技術と伝統音楽の両方の継承を目指した多分野の関係者による活動が始まっている。

日本の現在の象牙市場について見ると、1980年代から大幅に縮小したとはいえ、犀角に比べると依然として大きな規模を維持しており、近年の象牙業界の生産量は未加工象牙の消費量から年間10t以上と推定される。日本は1989年以降、1999年と2008年の2度にわたり、ワシントン条約で認められた1回限りの販売を通じて南部アフリカ諸国から計90t近い象牙を購入している。条約適用前の在庫と併せて、これらの新たに供給された在庫により、現在の国内象牙産業に対する継続的な供給が維持されている。中でも、1970～1980年代の最盛期に個人所有用に販売された大量の全形象牙が少しずつ再販されることで、原料の相当量が供給されていると言われている。規制について見ると、個々の全形象牙の国内取引、および加工された象牙の端材や製品の取引の一部が「種

の保存法」により規制されている。しかし、こうした現在の日本の管理体制には、把握されていない国内在庫の存在のほか、事業者の管理が十分行き届いていない点、市場に出回る製品の合法性を確認する仕組みの欠如など、複数の抜け穴がある。さらに、最近の海外での押収動向からは、より需要が大きいとされる中国やタイなどの国々に日本から象牙が違法に輸出されていることが明らかになっている。最後に、日本の国内象牙市場に対する現在の消費者意識について見ると、象牙製品の購入に対する関心度は 9%程度であるものの、象牙の印鑑購入経験者の象牙製品の合法性に関する意識は限られており（26%）、無視できない割合（15%以上）の人々が違法な象牙に対して「無関心」であった。

## 結論

今回の日本のケーススタディでは、犀角および象牙市場の縮小の歴史の考察を通して、市場縮小のさまざまな推進要因を示し、また、これらの要因が製品需要の特性に応じて異なる影響を及ぼしたことを明らかにした。推進要因のうち最も大きな影響力があったものは、規制の導入と政府のリーダーシップであった。中でも政府の方針転換のきっかけとなったのは、1984 年に大いに強まり 80 年代末まで続いた日本の野生生物取引問題に対する国際的圧力であった。業界の中核メンバーによる協力もまた、犀角と象牙いずれのケースでも重要なポイントとなった。一方、社会的圧力の影響は、象牙の需要減少においてはある程度認められたが、犀角については影響が見られなかった。それでも 1980 年代後半には、日本の野生生物の違法取引問題全般に対する国民の広範な認知が確認された。この大きな推進力となったのは、当時のさまざまな NGO や公人の活動であり、国内マスメディアの補完的役割であったといえる。そして最後に、市場縮小の推進要因として特筆すべきは、その後数十年にわたって日本が経験した社会経済的変遷であり、犀角および象牙市場の継続的な縮小の根底にある重要な要因としてさまざまな形で影響を与えた。

終わりに、日本の事例から直接他のアジア市場の現状に応用できる教訓を導き出すことは難しいが、本調査における詳細な考察の中に現代の課題解決へも通じるヒントや見識が見出されることを期待する。また、現在進行中の野生生物の密猟と違法取引の危機に対する NGO やパートナーの幅広い取り組みに向けても、何らかの有用な情報を発信できれば幸いである。他方で、現在の日本においてもなお、伝統薬および象牙市場に関する取り組みの継続が不可欠である。とりわけ、国内の象牙管理制度の抜け穴、および近年の日本から海外への象牙の違法輸出、ならびに若い世代を始めとする消費者に見られる知識や関心の低さに重点を置いた対策が必要である。また、日本はその歴史的経緯から、野生生物の保全と持続可能な利用を支援するためさらなる国際貢献に努めていくことが望まれる。

## 提言

### 現在の世界的動向のなかでの野生生物製品の市場縮小達成のために：

- 日本における犀角と象牙の市場縮小では、以下のような推進要因・背景的要因が重要であると特定された。他の消費国における現在および将来の取り組みにおいては、長期的成功のために多面的アプローチの必要性に留意すべきである。
  - 1) 立法・規制・法執行を含む国内措置の実施に対する政府の強力なコミットメントを引き出す国際的な政策的圧力。
  - 2) 国内産業団体やステークホルダーによる、取引・市場に係る法令遵守および（または）代替品の採用における全面的な協力。
  - 3) 国レベルの政策変更や普及啓発を推進する NGO の活動—特に取引のモニタリング、客観的情報の交換、および国内主要関係者（政府・業界関係者・マスメディア）の関与を通じた作用。
  - 4) 消費者行動や関連民間セクターの方針に影響を及ぼす普及啓発および社会的圧力の高まり。
  - 5) 背景にある国の社会経済的変遷（例：医療制度、家族構成、国内経済、人口などの変化が各々の製品市場に対し与えた特有の影響）。
- 日本は犀角および象牙市場の縮小において一定の成果を上げていることから、日本政府は率先してその経験を他のワシントン条約締約国と共有し、国際・地域レベルでの規制の実施や法執行における協力の推進に取り組むべきである。日本に期待される役割は、違法な供給と需要を減らす取り組みを最適化するために関連諸国を支援することである。これは例えば、ワシントン条約における国内象牙行動計画（National Ivory Action Plan）のプロセスにおいて、最重要国（countries of primary concern）、重要国（secondary concern）、重要監視国（importance to watch）とされる締約国に対し、国内取引規制・在庫管理・登録制度の実施などの分野で日本が関連する技術的支援を提供することから始める。

### 日本の犀角の使用と伝統薬市場の現状について：

- 日本における犀角の使用および需要は低いレベルまで減少したものの、国内在庫の管理や効果的な国境管理が依然として必要であり、特に高い需要のある国々への違法な再輸出を防ぐ必要がある。こう

した点から、日本では以下の改善が必要である。

- 1) 政府は、業界の自主管理基準で管理されていないもの（つまり、薬局や個人が所有しているもの）を含むすべての犀角の在庫を認識し、マークを付け、登録することにより、ワシントン条約の決議 9.14（CoP15 で改正）の勧告を満たすよう犀角の国内在庫管理を強化すべきである。
  - 2) 政府は、全形の犀角、サイの部分および派生物も含む国内取引を効果的に管理し、国内市場における全製品のトレーサビリティを確保するためのより包括的な管理制度を導入・実施すべきである。
  - 3) 法執行機関は、違法な国内取引を防ぐための取り組みを強化し、高い需要のある国々への違法な犀角の再輸出という今後起こり得る脅威に警戒しなければならない。また、地域・国際レベルでの協力体制の改善による国境管理の強化が求められる。
- 政府および業界は、絶滅のおそれのある野生動植物を原料とするその他の伝統薬原料の持続可能性を評価すべきである。適切な代替品の採用などを含む必要な措置により、そうした種への悪影響を防ぎ、また、その継続的使用が違法または持続可能なレベルを超えた取引につながることはないよう対処すべきである。特に、日本やその他の国・地域における犀角の代替品としてのサイガの角の使用については、同種の幅広い保護対策の一環として、緊急的な注意が求められる。

### 日本の象牙市場の現状について：

- 国内の象牙市場および産業が現在も存続していることを踏まえ、政府は現行の「種の保存法」による国内取引規制の実施強化を早急にすべきである。特に、オンライン市場や骨董品・オークション事業者を通じた取引に重点を置き、未届の事業者および無登録の全形象牙の監視が必要である。
- 政府はさらに、現行の管理体制の総点検を実施し、「種の保存法」がワシントン条約の決議 10.10（CoP16 で改正）を満たし、かつ日本の国内象牙市場から違法取引を排除するために効果的なものへと改善されるよう同法の再整備を行うべきである。具体的な改善点には以下が含まれる：
  - 1) 国内に存在する象牙在庫の全容を明らかにするため、すべての個人所有の全形象牙およびカットピースを対象とした全国規模の登録プログラムを実施すべきである。
  - 2) 義務的な登録制度にカットピースを含めるべきである。

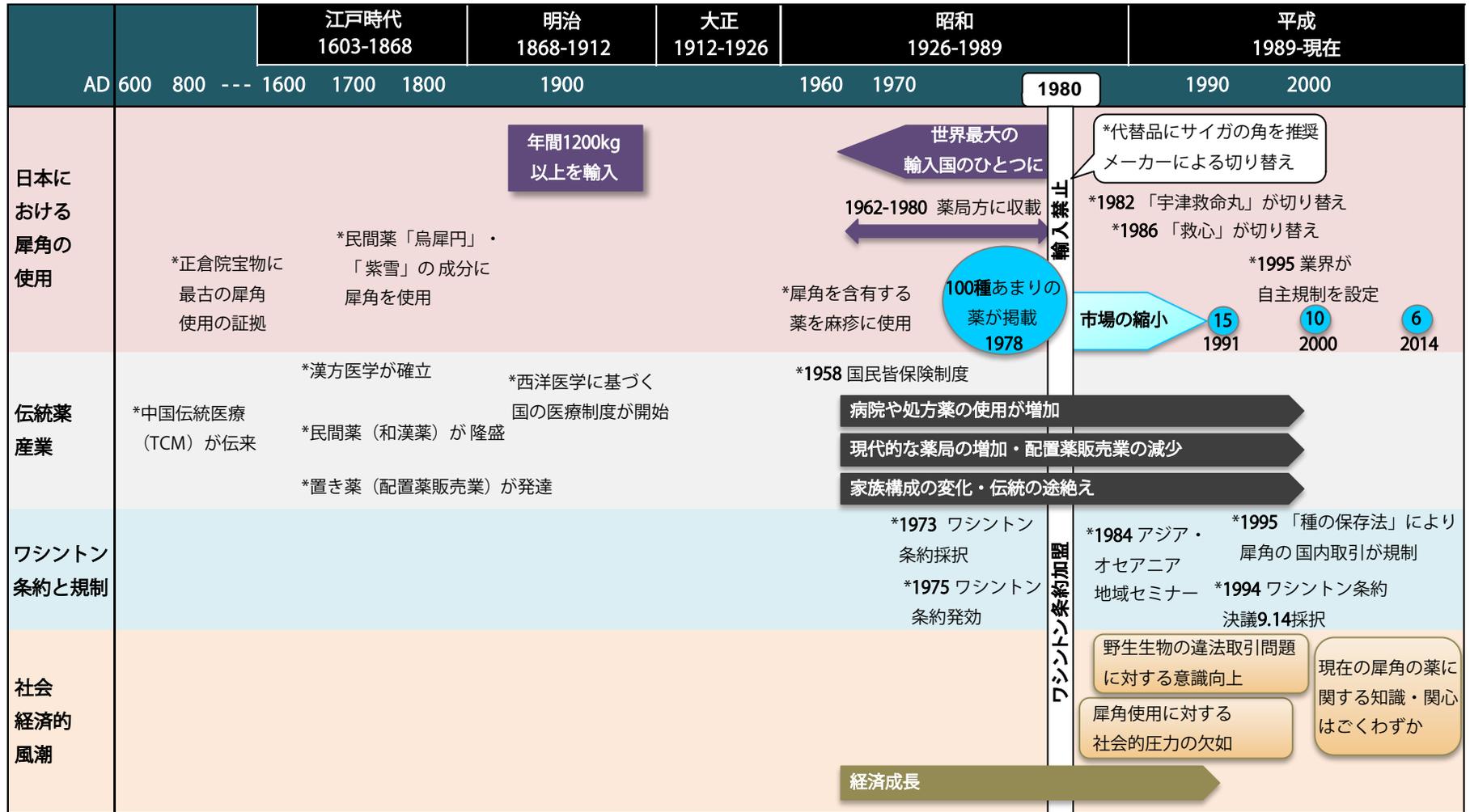
- 3) 象牙取り扱い事業者の管理体制を届出制から登録制または免許制に変更し、登録・免許取得事業者の情報を公開すべきである。
  - 4) 既存の任意の製品認定制度を改定し、市場に出回るすべての合法製品のトレーサビリティおよびマーキングを効果的に確立する仕組みへと強化すべきである。
- 政府は、日本から中国やタイなど海外への象牙の違法な再輸出という新たな動向に対処するため、以下の領域において緊急に強化措置を取るべきである：
    - 1) 法執行においては、国境管理を含む国内取引の動向に重点を置き、既存の象牙在庫の国内からの違法な流出を食い止め、かつ、他の最終消費市場への経由地として密輸象牙が日本国内に持ち込まれることを防ぐための取り組みを強化すべきである。
    - 2) 国境管理に関する情報の共有および調整能力を改善するため、アジア地域の関係諸国間のワシントン条約関連当局と法執行機関の協力強化に向けた地域的プラットフォームを確立すべきである。
    - 3) ワシントン条約管理当局は、違法な供給源からの象牙が合法を装って再輸出されることを防ぐため、条約適用前の象牙の再輸出に対する監視を強化すべきである。
  - 政府、ステークホルダー、および NGO は、現存する日本の国内市場および消費者需要における以下の側面に対処するために尽力すべきである。
    - 1) 普及啓発を通じて、ゾウを取り巻く現状および象牙の国際・国内取引にかかる規制と問題について、国民および適切な対象者に周知する必要がある。
    - 2) 合法的な国内の象牙在庫が将来減少するにつれ、需要が既存の供給量を上回ることがないよう、象牙に代わる代替品の開発および主流化を促進する必要がある。
    - 3) 事業者または個人に象牙の販路を提供するオンラインビジネスや実店舗は、違法取引を排除するための方針・規制を強化し、その実施に努めるとともに、利用者や消費者に対する普及啓発を促進すべきである。
    - 4) 本調査で明らかになった世代間の意識の差を含む現在の日本の消費者意識の特徴については、その実態を理解するためのさらなる調査が必要である。また、日本における顕在的・潜在的な象牙需要に対しては、行動変革を促すメッセージの発信を通じた対象層への普及啓発を検討すべきである。

### ワシントン条約を巡る社会政治的变化の推進要因

輸入		国際的な出来事	国内法／政策	推進要因
<p>犀角 1980年まで</p> <p>象牙 1989年まで</p>	<p>経済成長</p>	<p>1960 *1963 国際的枠組みを呼びかけるIUCN決議</p>		
		<p>1970 *1973 ワシントン条約調印</p> <p>*1975 ワシントン条約発効</p>	<p>*1973 日本がワシントン条約に署名</p> <p>*1980 日本が9種に関する留保付きでワシントン条約に加盟するも、履行状況の問題は継続</p>	<p>*日本にワシントン条約加盟を求める国内外の声</p> <p>*1982 東京を拠点とするトラフィックジャパンが野生生物取引の監視を開始</p>
	<p>景気後退</p>	<p>1980</p> <p>*1984 アジア・オセアニア地域セミナーで日本に対する非難決議</p> <p>*1985 第5回ワシントン条約締約国会議</p> <p>*1987 第6回ワシントン条約締約国会議</p> <p>*1989 第7回ワシントン条約締約国会議：アフリカゾウを附属書Iに掲載</p>	<p>*1984 首相が履行状況の改善に向けた早急な対策を要請</p> <p>*1985 第5回ワシントン条約締約国会議に向けた取引規制の改善など</p> <p>*1987 初の国内取引規制を制定</p> <p>*当初付した留保を撤回（1987-1994）</p>	<p>*1984 エジンバラ公フィリップ殿下が中曽根首相と会合—日本の国際的評価が損なわれたことで日本のダメージが増大</p> <p>*日本の違法な野生生物取引に関する国内メディアの報道が増加</p> <p>*1987 野生生物の違法取引に関する政府の世論調査で国民の認識が高いことが判明</p>
		<p>1990</p> <p>*1992 第8回ワシントン条約締約国会議</p> <p>*1999 象牙の1回限りの販売</p>	<p>*1992 「種の保存法」制定</p> <p>*1992 日本で第8回ワシントン条約締約国会議開催</p>	<p>*1990 象牙問題に関するメディア報道 主要百貨店が象牙アクセサリの販売を中止</p> <p>*1991 ベッコウ取引に関して米国が制裁措置の発動を示唆</p>
		<p>2000</p> <p>*2008 象牙の1回限りの販売</p>		
		<p>2010</p>		

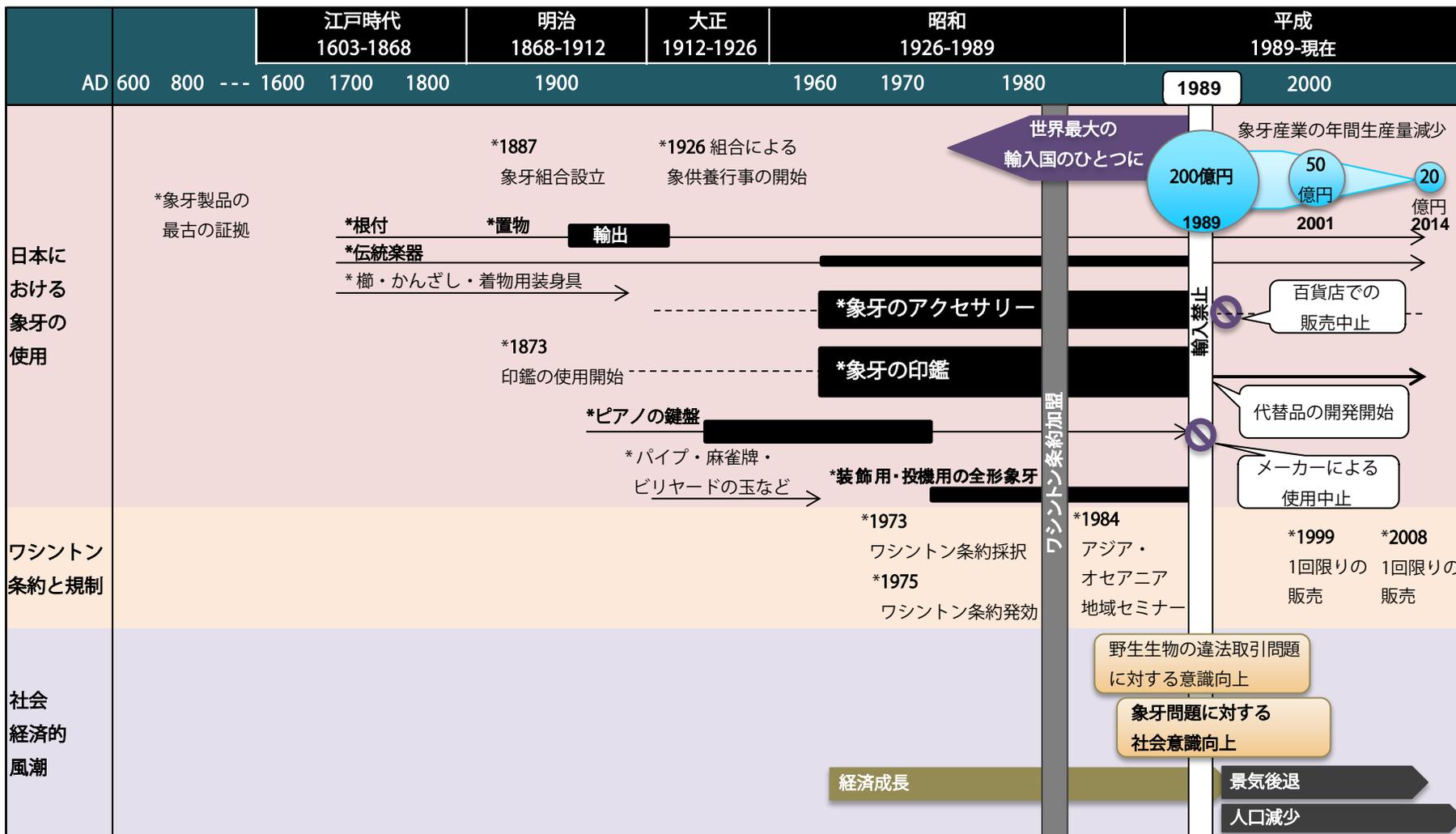
年表1. 日本におけるワシントン条約の法的枠組みの発展に関連する主な出来事および考えられる推進要因のまとめ（1970年代から1990年代初頭）（著者作成）

# 犀角市場の縮小の歴史と推進要因



年表2. 日本における犀角の利用の歴史とその市場縮小に関連するさまざまな要因 (著者作成)

### 象牙市場の縮小の歴史と推進要因



年表3. 日本における象牙の利用の歴史とその市場縮小に関連するさまざまな要因 (著者作成)